eLTAX（エルタックス）・光ディスク等による給与支払報告書等提出のご案内

インターネットを利用した住民税の電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」及び光ディスク等による給与支払報告書の受付を行っています。

令和９年分以降給与支払報告書等の提供終了

令和９年１月以降、税務署への源泉徴収票の提出が不要になることに関連し、令和８年分まで税務署から提供されていた市町村民税に係る給与支払報告書等（複写用紙）について、令和９年分以降から、これらの書類は提供されないこととなりました。下記基準に該当する場合、電子データでの提出をお願いいたします。

eLTAX による提出の際の注意事項

●eLTAX 等による給与支払報告書の提出義務基準の引き下げについて

令和６年度税制改正において、令和９年１月１日以降に提出する給与支払報告書については、前々年に税務署に提出すべきであった給与所得の源泉徴収票の枚数が**「30 枚以上」**であった場合、eLTAX または光ディスク等による提出が義務付けられています。

●導入・利用方法について

eLTAX の導入・利用方法については、下記までお問合せください。

・eLTAX ホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/

・eLTAX ヘルプデスク　0570-081459　（9:00～17:00　土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

※電話でのお問い合わせの前に「よくあるご質問」や「マニュアルコーナー」をご覧いただきますようお願いいたします。

●指定番号の入力について

eLTAX により給与支払報告書を提出いただく際に、山口市で付番している指定番号をお持ちの事業所におかれましては、eLTAX の総括表に**指定番号を必ず入力してください。**なお、１つの指定番号に複数の納税者 ID を使って、給与支払報告書を提出することはできませんのでご注意ください。

●普通徴収での提出について

普通徴収該当者においては、「普通徴収への切替理由書」に記載の切替理由に該当するアルファベット（a・b 等）を個人別明細書の摘要欄に記載いただくか、切替理由書を添付してください。

●eLTAX で給与支払報告書を提出した場合の翌年度の総括表の送付について

eLTAX で給与支払報告書を提出された事業所には、翌年度以降、総括表を送付いたしません。翌年度以降も総括表の送付を希望される場合は、下記までご連絡いただくか、毎年山口市ホームページに総括表様式を掲載いたしますのでそちらからダウンロードしてください。

光ディスク等による提出

●新規で光ディスク等による提出を希望される場合

・令和５年度税制改正により、「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出承認申請書」の提出は不要となりました。給与支払報告書を光ディスク等にて提出する際は、山口市ホームページの関連リンクで規格等を確認の上、山口市様式の総括表を添付して提出してください。

令和６年度以降、特別徴収税額通知データ（副本）は廃止されたため、書き込み用の光ディスクが同封されている場合、データの書き込みは行いませんのでご了承ください。

トップページ＞組織で探す＞市民税課＞個人市民税(事業所・個人事業主)＞eLTAX または光ディスク等による給与支払報告書の提出について

【関連リンク】光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合の規格等について

■希望する特別徴収税額通知の受取方法の選択（令和６年度から受取方法が変更となりました）

＜特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）＞

令和５年度まで	→	令和６年度から①②のいずれかを選択
①書面（正本） ②電子データ（正本） ③書面（正本）＋電子データ（副本）		①書面（正本） ②電子データ（正本） ※電子データ（副本）が廃止されました

＜特別徴収税額通知（納税義務者用）＞

令和５年度まで	→	令和６年度から①②のいずれかを選択
①書面（正本）		①書面（正本） ②電子データ（正本）

書面…郵送で受け取る　**電子データ…**eLTAX で受け取る

・「電子データ」を含む受取方法を選択された場合は、通知先 e-Mail にアドレスの入力を忘れずお願いいたします。
税額通知を照会するための保護番号が送付されます。

・市販の会計ソフトを導入されている場合は、表記が異なる場合がありますので販売元にお問合せ下さい。

問い合わせ先
山口市役所　市民税課　市民税担当
〒753－8650　山口市亀山町２番１号
山口市役所本庁舎（山口総合支所）２階
TEL：083－934－2735（直通）